

## 省エネラベリング制度

### 省エネラベリング制度 しょうえねらべりんぐせいど

電気製品がトップランナー方式による省エネ基準に達しているかどうかを表示することを「省エネラベリング制度」という。製品およびカタログに表示されるので省エネ性能が高い機器を選ぶ時に役立つ。省エネラベルを下図に示す。通常はオレンジのマークを使用。基準を達成した機器にはグリーンのマークを表示することができる。ラベルには、省エネ基準達成率や年間消費電力量などの情報も表示される。現在対象になっている機器は、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯器具、テレビ、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、変圧器、電子計算機、磁気ディスク装置の13機種である。これらの機器は、いずれも省エネ法に基づく特定機器に指定されており、エネルギー消費の中で大きなウエイトを占めている。

---

<登録年月>

2007年01月

---

---

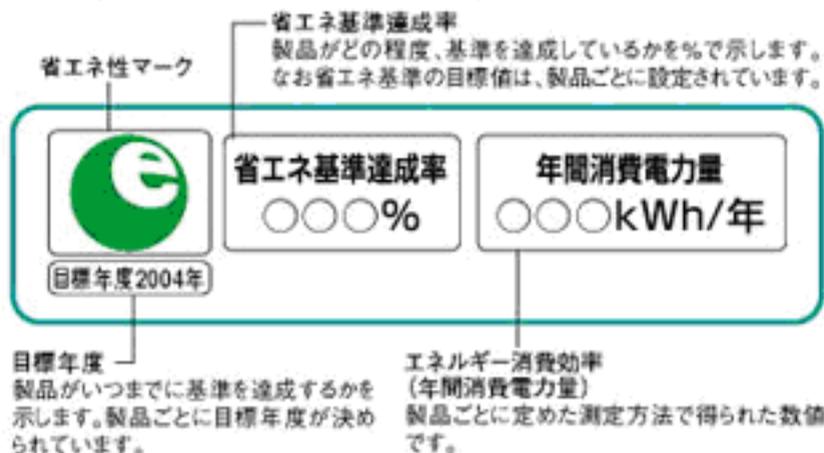
●省エネ性マーク(基準達成)



●省エネ性マーク(通常)



●ラベルの見方 具体的な省エネラベルのイメージ



省エネラベリングホームページへ

## 図1 省エネラベル

[出所]省エネルギーセンター:トプラナー方式、  
<http://www.eccj.or.jp/toprunner/pamph/04/cont4.html>